

高齢者虐待防止指針

介護老人保健施設 ライフ明海

1 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

(1) 目的

医療社団法人弘成会ライフ明海は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう本指針を定める。

(2) 虐待に対する「自覚」は問わない

利用者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に利用者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

(3) 利用者の安全を最優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、利用者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想される。入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができない時でも利用者の安全確保を最優先する必要がある。

(4) 常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速に対応する。

(5) 組織的に対応する

高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け組織的な対応を行うことが必要である。

相談や通報、届出を受けた職員は、早急に虐待対応の担当者やそれに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、利用者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要がある。

特に、利用者の安全や事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担

を避け、客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とする。

(6) 関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠であり、地域包括支援センターが構築する「高齢者虐待防止ネットワーク」を活用することが有効である。

(7) 記録を残す

高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りはすべて記録に残し、適宜、組織的に対応状況を共有する必要がある。対応如何によっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定にあたっては、一職員ではなく組織としての実施を徹底させることが重要である。

記録を残し説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことができない。

2 虐待の定義

本指針における虐待とは、以下のものであり、これらの発生の防止を図る。

1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的として、施設内に高齢者虐待防止委員会を設置する。

1) 委員会の役割

- (1) 虐待防止のための指針等の整備
- (2) 虐待防止を目的とした年2回以上の職員研修の企画・推進
- (3) 虐待の防止に関する担当者の選定（委員より選任する）
- (4) 虐待予防、早期発見に向けた取り組み
- (5) 虐待が発生した場合の対応
- (6) 虐待の原因分析と再発防止策の検討

2) 構成員

※高齢者虐待委員会要綱に準ずる

3) 委員会の開催頻度と記録

※高齢者虐待委員会要綱に準ずる

4 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- 1) 虐待防止を目的とした職員研修を、原則年2回以上及び職員採用時に実施

する。

- 2) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- 3) 研修の内容は、開催日時、出席者、研修項目を記録し、保管しておく。

5 運営規程に高齢者虐待防止の取り組みを位置付ける。

- 1) 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、高齢者虐待防止委員会を設置し、月1回定期的開催をする。
- 2) 虐待防止を目的として年2回以上の職員研修を行う。
- 3) 虐待防止責任者を配置し、虐待予防、早期発見に向けた取り組みを進める。
- 4) 万が一発生した場合、原因分析と再発防止に努める。

6 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- 1) 虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、直ちに委員会を開催し、客観的な事実確認を行う。
- 2) 虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合は行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- 3) 虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。
- 4) 虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知する。

7 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- 1) 利用者又は家族等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、高齢者虐待防止担当者とする。
- 2) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐

待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- 1) 虐待等の苦情相談があった際には、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- 2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- 3) 対応の結果は相談者に報告する。

9 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援 する。

10 当指針の閲覧

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

11 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

2025 年 1 月 25 日 施行

2026 年 8 月 17 日 改訂